学 教 第 1444 号 令和4年3月22日

松江市立皆美が丘女子高等学校長 様 松江市立中・義務教育学校長 様

松江市教育委員会学校教育課長 (保健体育係・小中一貫教育推進係)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う部活動の制限について (通知)

現在、県内及び市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大が高止まり傾向にあり、学校及び児童福祉施設におけるクラスターの発生も増加しており、この年齢層の感染が収まらない状況にあります。また、春休みに入ると社会全体の人流が活発になることから、年度末にかけて感染拡大のリスクが今以上に高まることが予想されます。

これらのことから、年度末における感染拡大を抑え、新年度の学校行事や事務にできるだけ支 障が生じないようにするため、下記のとおり、春休みの一定期間、部活動を原則停止することと しました。

つきましては、下記をご確認のうえ、対応をお願いいたします。

記

- 1 制限強化期間 3月25日(金)から3月31日(木)まで(7日間)
- 2 制限強化の内容 部活動の原則停止
- 3 特例とする扱い
- (1)大会・演奏会(以下「大会等」という。)への参加は、公式大会等(中体連・中文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの)で、学校長が認めるもののみ可とする。 特に、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、
 - ①主催者及び開催地の自治体が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
 - ②参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
 - ③参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また、可能な限り感染リスク を避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
 - ④帰県後、一定期間(14日程度)の健康観察と健康管理は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。
- (2)4月10日までの間に、校長が認める公式大会(上記)に出場するチーム・個人に限り、大会に向けた通常の活動及び練習試合等の実施を可能とする。なお、実施に当たっては、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数での実施や、プレー以外の場面(前後の挨拶、更衣室、待機エリア、休憩時間等)での他者(指導者含む)との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意すること。
- 4 期間後について
- (1) 松江市の部活動ガイドラインでは4月1日~5日は部活動休止期間としているが、体制が整う学校については今年限りの特例として学校長判断により部活動を行うことを可とする。
- (2) 期間後においても、令和4年3月9日付け「部活動における対策について」のとおり、引き続き感染症対策を徹底して行う。

松江市教育委員会学校教育課

保健体育係 土江 太田

T E L : 0 8 5 2 - 5 5 - 5 4 2 8

F A X : 0 8 5 2 - 5 5 - 5 2 5 1